

中世ブラーバントにおける系譜的歴史記述と民族意識

青 谷 秀 紀

【要約】 中世後期から近世にかけて、ブラーバントでは公家系の系譜を軸とした歴史記述が書き継がれてゆくが、一三世紀後半にこの伝統がどのような契機のもとで創りだされたのかは、これまでさほど明確に説明されてはいない。本稿は、まず公位継承をめぐる当時の政治的内乱と系譜的歴史記述の出現をテキスト分析から関連づけることで、それを説明しようとするものである。さらにすんで、この系譜的歴史記述の発展が、一三世紀後半から一四世紀初頭のブラーバントに出現したとされる民族意識と深い繋がりを有していたことも明らかにしようとする。こうして、系譜的歴史記述が、前近代的な民族意識の形成に重要な出自と歴史を共有するという信念の要となっていたことが中世ブラーバントにおいて確認されるだろう。また、より広く前近代ベルギー地域における歴史記述の発展にかんする一側面も、こうした作業によって明らかにされるだろう。

史林 八四巻二号 二〇〇一年三月

はじめに

近代ベルギー地域における歴史記述あるいは歴史編纂作業は、一七六九年の帝国および王立ブリュッセル科学・文学アカデミーの創設によって各地方の領邦的枠組みから国家的な枠組みのものと移行し始める。そして一八二一年のJ・ド・デ・スメートによる『ベルギー史』を契機として、一八三〇年のベルギー王国独立時にはフラインデレンを中心として組み立てられた歴史観が成立していた。以後、こうしたフラインデレン中心史観ともいべきものがベルギー史の基軸

となるのである。しかし、こうした歴史的な経過のせいもあって見えにくくなってしまっているのが、中世以来脈々と受け継がれてきたブラーバントにおける歴史記述の伝統である。この伝統とは、すなわちブラーバント公家系の系譜あるいは出自を中心線とし、このラインに沿って領邦の歴史が物語られるスタイルのことである。出自は、トロイア人、そして近世にかけてはとくにその子孫とされたカロリング家に求められることが多い。R・ステインによればアカデミーの創出後フラーンデレン中心史観が確立される以前の一八世紀後半から一九世紀前半でさえ、ベルギーの全体史がこの伝統に沿って記されたこともあった^①。このような系譜に基づく歴史記述は近世・近代のブラーバントにも多く現われたが、その直接の起源は中世後期に求められる。一三世紀後半に生みだされた複数の家系譜および系譜年代記がそれである。本稿は、まず第一にこの系譜群を分析することにより、この伝統がどのようにして成立したかを明らかにしようとするものである。領邦形成と系譜あるいは系譜的歴史記述の発展についてはしばしば関係性が指摘されるが、ブラーバントほど系譜的歴史記述の段階的な発展と長期にわたる持続をみた地域はさほど多くはない。こうした点から、その初期の発展段階に焦点をあて、ブラーバント固有の特徴を明らかにしてみたい。この問題には若干の先行研究が存在するが、いまだ十分な解答が与えられていない。

最初にブラーバントの歴史記述を体系的に扱ったものとして、一九世紀最後の年A・コーシーとA・ベイヨが発表した中世ブラーバントの年代記目録があげられる。ここで、はじめて系譜群にも明確な位置づけが与えられる。かれらによれば、本来の意味でのブラーバントの歴史記述、すなわち領邦ブラーバントを固有の対象とする歴史記述は一二七〇年頃、一連の系譜群『ブラーバント公の家系譜』（以下『家系譜』と省略）によって始まる。このトロイア人からカロリング家を通じてブラーバント公家に至る『家系譜』は、若干の後に作成された『ブラーバント公家系の年代記』とともに、ブラーバント歴史記述の伝統をも形作ったのである。以後、中世末期にも系譜を骨子としたブラーバントの歴史記述が複数生みだされている。先述のようにこの伝統は近世・近代にまで至るのだが、その出発点が『家系譜』に求められるのである^③。

このコーシー・ベイヨの見解は、年代記目録という性質もあって『家系譜』に特定の分析を施しているわけではない。また、それ以来ブラーバント歴史記述の問題は若干の言及を除いてほとんど顧みられなかった^④。ようやく本格的な研究が始まるのは、一九八〇年代に入ってからである。一二七〇年頃から一三五〇年頃までのブラーバントの歴史記述を概観しようとしたJ・G・ヘイマンズの研究がそれである。これは『家系譜』に用いられている用語の概念史的研究を試みており、この史料に関するはじめての本格的な研究である。ヘイマンズはコーシー・ベイヨの年代整理を引き継ぎつつ、系譜の成立と同時代に起こった公家系の公位継承をめぐる内乱に関係性をみいだしている。しかし、ここで指摘されるそうした関係性については、その積極的な根拠づけに乏しく推論の域にとどまっている^⑤。

これと異なり、R・ステインはブラーバント公家とカロリング家の繋がりをめぐってテキスト系譜論を展開する。『家系譜』の作成期、トロリア人からカロリング家に至る系譜については、一一世紀後半以来複数作成された著名な『ブローニウ伯の家系譜』などによりすでに知られていた。しかし、カロリング家から公家に至る部分を構成する諸要素が、いったいどこからもちだされたのか。ステインは当時の史料を博捜することによって、結果一一世紀―一二世紀に作成された三つの偽カロリング聖人伝からそれらの諸要素がもたらされたというのである。そして、それら諸要素が組み合わせられることで、一二七〇年頃にブラーバントにおける系譜的歴史記述の伝統が成立した^⑥。ステインのテキスト系譜論は厳密な史料批判に基づいたものであり、概ね妥当であろう。しかし、ここではなぜ一二七〇年頃この史料が出現したのかについては明らかにされていない。

以上の研究の問題点からまず、従来ブラーバント歴史記述の出発点とされる『家系譜』が、なぜ作成されたのかをそのテキスト分析から具体的に明らかにせねばならないだろう。さらに、『家系譜』の後、公家系の出自をもとにした系譜的歴史記述が、たび重なる非在地支配者家系による支配にもかかわらず中世末期から近世・近代に至るまで書き継がれた要因がどこにみいだせるのかといった点について、これまでほとんど何らの展望も示されていない。これにも何らかの考察

が必要である。

こうした点に関しては、P・デ・リダーの研究がある種の示唆を与えてくれる。デ・リダーの研究は、先に紹介したヘイマンズやステインによる歴史記述とその記述行為そのものを対象にした研究とは異なり、ヤン一世期における公家系と民族意識の出現との関係を同時期の諸々の歴史記述から浮かび上がらせようと試みたものである。ここでは、『家系譜』出現の原因は公家の継承をめぐる内乱とその混乱からの回復にみいだされている。しかし、この議論もヘイマンズ同様その実証性に欠けている。しかし、デ・リダーの研究の重要性は同時代のブラーバントに民族意識の表出をみいだした点にある。ここでは『家系譜』の他にも、一二八八年のヴォーリンゲンの戦いにおける勝利を高らかに謳ったヤン・ファン・ヘーリュの『韻文年代記』、『家系譜』をもとにした『ブラーバント公家系の年代記』などが史料として扱われ、用語研究を通じて公家系の存在を柱とした臣民の民族意識が洗いだされるのである。このデ・リダーの見解の致命的な欠点は、この民族意識を“精神的自己主張への人間的な根本的欲求”という言葉に表わされるような過度の心理主義によって片づけてしまっている点である。自由主義、社会主義と並んで人類史の発展的動因としての民族意識が想定され、民族共同体へ自己を委ねることで自己実現を目指すとする動きがキリスト教により染め上げられた中世ヨーロッパ世界、そしてブラーバントにも存在したというのがデ・リダーの見解である。こうした心理的要因とともに、デ・リダーは行政組織の整備や言語の統一化などの現象面での理由をいくらかあげるものの、“民族”の定義を括弧に括ったままの、なおかつ心理的要因を過度に強調したあまりに素朴な見解はそのままでは受け入れることはできないし、なにより系譜的歴史記述の発展について答えるものでもない。

しかし、デ・リダーが指摘したこの中世キリスト教世界およびブラーバントにおける民族意識の出現こそ、系譜の謎を解き明かす鍵となるものであろう。ここで想起されるのは、S・レナルズに代表されるような中世ヨーロッパの各地に頻出する出自神話と民族意識をめぐる研究である。それらの成果を批判的に援用し、系譜および出自神話と民族意識の表出

に接合点をみいだすことで、ブラーバントにおける系譜的歴史記述の伝統がなぜ存続・発展したのかが明らかにされるように思われる。

本稿はこうした展望から、以下のような構成をとる。まず第一章では、ブラーバントにおける系譜的歴史記述の最初期のものである『家系譜』のテキスト構造を分析し、その出現の意味を明らかにする。これまでの研究にはない具体的な論証が試みられるだろう。つづいて第二章では、そこで形作られた伝統がどのように発展し、また公領にどのような意味をもったのかを、中世ヨーロッパにおける出自神話および民族意識についての研究動向と照らし合わせることで明らかにしてゆきたい。一三世紀末から一四世紀初頭にかけての『年代記』や『ブラーバント公列伝』といった史料をそろうとした新しい視点のもとで分析し、中世ブラーバントにおける歴史記述・出自神話・民族意識の発展プロセスを具体的に明らかにするよう試みる。

① R. Stein, "Brabant en de Karolingische dynastie. Over het ontstaan van een historiografische traditie", *Bijdragen en mededelingen betreffende de geschiedenis der Nederlanden* 110 (1995), pp. 329-351. 近世以降の作品(例)として Stein の 著 文 を 挙 げ る 。 一 六 世 紀 : J. Molanus, *Historiae Lovaniensium libri XIV*, P.F.X. de Ram, ed. (2 dln.; Brussel, 1861); A. Barlandus, *Rerum gestarum a Brabantiae ducibus historia* (Antwerpen, 1551); P. Diyaeus, *Rerum Brabantiarum libri XIX*, A. Miraens, ed. (Antwerpen, 1610); 一 七 世 紀 : L. van Haecht van Goidisenhoven, *Chronicle van de hertogen van Brabant* (Antwerpen, 1606); J. Lipsius, *Rerum belgicarum annales, chronici et historici* (Frankfurt, 1620); F. Haraeus, *Annales ducum seu principum Brabantiae totiusque Belgii* (Antwerpen, 1623); F. C. Bulkens, *Trophees lants sacres que profans de la duché de Brabant* (Antwerpen, 1652); Den

lyster ende glorie van het hertogdom van Brabant (Brussel, 1699); 一八世紀 : J. B. Gramay, *Antiquitates illustrissimi ducatus Brabantiae* (Leuven, Brussel, 1708); J. le Roy, *Groot wereldlyk looncel des hertogdoms Brabant* (= Gravenhage, 1730); J. B. Chrispijn, *Les délices des Pays-Bas, ou description géographique et historique des XVII provinces* (5dln. Luik, 1769); De Camillion, *Vernakelykheden van Brabant en deszelfs onderhoorige landen* (4dln. Amsterdam, 1770); J. Desroches, *Epitomes historiae Belgicae libri septem* (2dln. Brussel, 1782-1783); 一 九 世 紀 : L. D. J. Dewez, *Histoire générale de la Belgique* (7dln. Brussel, 1805-1807)。 * 一 六 七 一 年 には、ブリンメントの 著 文 を 出 発 点 として、神話を批判的に調査し、カロリング起源説を確定した。 * フランツ・フォン・メーの研究が存在する。 * 拙稿を参照。 * J. B. de Vaddere, *Traite de l'origine des ducs et duché de Brabant et de ses charges palatines*

- heraldiques* (Brussel, 1672). 本誌「中世から十九世紀にかけてのオランダの歴史記述の系譜的記述」を参照。R. De Schryver, "Tussen literatuur en wetenschap : tweeenwintig maal Belgische Geschiedenis, 1782-1872", *Bijdragen en mededelingen betreffende de geschiedenis der Nederlanden* 87 (1972), pp. 396-410.
- ② H. Patze, "Adel und Stifterchronik. Fufhformen territorialer Geschichtsschreibung im hochmittelalterlichen Reich", *Blätter für deutsche Landeskgeschichte* 100 (1964), S. 8-81, 101 (1965), S. 67-128. この「シメント」は数多くの事例を提供するものの、領邦形成と系譜の出現の関連については説明は曖昧である。
- ③ A. Cauchie-A. Bayot, "Rapport sur les chroniques de Brabant", *Bulletin de la Commission royale d'histoire* 1900, pp. XXXVII-XCIII.
- ④ R・フォルトンが「シャルルマーニュ伝説」についての研究で『家系譜』に言及している。フォルトンは『家系譜』において繰り返しロタリンギアへの権利の主張が現われることから、この『家系譜』をブラバント公がロタリンギア王国再興の努力への後ろ盾へとして作成させたものであると述べている。しかし、これは推測に過ぎない。cf. R. Foltz, *Le souvenir et la légende de Charlemagne dans l'empire*

第一章 ブラバントにおける歴史記述の誕生

第一節 『家系譜』の出現と事件史

まず『家系譜』が誕生したヤン一世の治世を中心に同時代史を概観してみよう。一二六一年二月二八日ブラバント公

- germanique médiévale*, Paris, 1950, p. 377f.
- ⑤ J. G. Heymans, *Vanden derden Entwaent, coninc van Inghelant, hoe hij van over die zee is comen in meyningen Vrancrijk te winnen ende hoe hij Doornic belach. Utiageveen met een inleiding over de Brabantse historiografie tussen ca. 1270 en ca. 1350*, Nijmegen, 1983, p. 3ff. 家系譜の危機と歴史記述の出現を述べている。またヤンヨハンの場合、十三世紀初頭以来の俗語文学の発展な系譜論出現の背景を分析している。しかし、これはまた論拠がない。cf. J. D. Janssens, "De Renaissance van de 12e eeuw" en de literatuur in de volkstaal in Brabant", in: *Brabant in de twaalfde eeuw. Een renaissance?*, ed. R. Bauer, e.a., Brussel, 1987, pp. 65-112.
- ⑥ R. Stein, *op.cit.*, pp. 329-351.
- ⑦ P. De Ridder, "Dynastiek en nationaal gevoel in Brabant onder de regering van hertog Jan I (1267-1294)", *Handelingen van de koninklijke zuijderlandmaatschappij voor taal- en letterkunde en geschiedenis* XXXIII (1979), pp. 73-99.

ヘンドリック三世（在位…一二四八年～一二六一年）は、未成年の息子たちを遺して亡くなった。ひとまず公妃であるブルゴーニユ出身のアレイデイスが摂政を務めつつ、長子であるヘンドリック四世が公位に就いた。しかし、このヘンドリックが精神薄弱であったために事態は紛糾する。これによって実質的に権力、権威ともに凋落するばかりとなったブラーバント公家に対し、公領の保護を名目として亡きヘンドリック三世の従兄弟たち、リエージュ司教ヘンドリックやヘルレ伯オットー二世などが摂政の座、そして権力の篡奪を目論み介入してきたのである。また、亡きヘンドリック二世公（在位…一二三五年～一二四八年）の甥ハースベークの領主ヘンドリック二世も介入を試みる。こうした危機をメヘレン領主ワルター・ベルトハウトの助けで乗り切ったアレイデイスは、精神薄弱のヘンドリック四世が統治する限り家系と公領が危機に曝され続けると考え、ヘンドリックから第二子ヤンへの公位移譲を画策する。この計画に対しマレシャルを務めるウエゼマールのアーノルドが、レウヴェン（ルーヴァン）の科尔ネーレン家の援助でヘンドリック四世の権利を主張し反乱を試みたが、これもワルターの活躍で鎮圧することができた。しかし、ここで再びリエージュ司教ヘンドリックが侵入を試み、メヘレンやマーストリヒトなどが占領される。アレイデイスは、いくらかの領主やケルン大司教の助けもあってこれも撃退した。こうした後によりやく、コルテンベルクに集まった貴族、都市代表のままで、ヘンドリックが公位の移譲を宣言しブラーバント公ヤン一世が誕生する。ドイツ皇帝も一二六七年六月三日にこれを承認した。

こうして公位についたヤンの治世はしばらくの間、さほど大きな変化に見舞われないように思われる。しかし、後継者のないままに亡くなったリンブルフ公の跡をめぐり一二八〇年代に入ってリンブルフ継承戦争が勃発し、ブラーバントはこれをめぐる中心的存在となる。ヤン一世はこの戦争で、ヘルレ伯、ルクセンブルク伯、そしてケルン大司教を相手に、またそれらと密接な関係をもつフランデレン伯の脅威を感じつつ、巧みな外交的手腕によって敵勢力の分裂を誘い、ケルンのブルジョワ勢力を味方につけて立ち向かう。そして、一二八八年のヴォーリンゲンの戦いにおいて決定的な勝利を得ることになるのである。この後には、ロタリンギア、ブラーバントに続いてリンブルフの公の称号が追加されることに

なる。

この後も外交、内政ともにヤンはその手腕をふるってゆくが、一二九四年バール伯の婚姻を祝う宴において、騎馬槍試合に失敗して突然死亡する。この再びの家系の危機にイングランドから急遽呼び戻された息子が、ブラーバント公ヤン二世として即位する。^①

こうしてヤン一世の治世が終わりを告げる。『家系譜』の生まれた時代はこのような状況にあった。つぎに、史料についてみてみよう。

これまで『家系譜』と総称されてきたものは、複数の系譜を含んでいる。J・ヘラーの編纂によりMGH. SS. XXVに収録されているのは、『フランキアの相続者たるブラーバント公の家系譜』*Genealogia ducum Brabantiae heredum Franciae*と題された家系譜と『拡大版ブラーバント公の家系譜』*Genealogia ducum Brabantiae ampliatata*と題されるもの、『韻文によるブラーバント公の家系譜』*Genealogia ducum Brabantiae metrica*とよばれるもの、そしてこれらに加え『ブラーバント公家系の年代記』*Chronica de origine ducum Brabantiae*（以下『年代記』と省略）も併録されている。^②しかし、第一のものには前半部分ユーク・カペーによる王位篡奪に至るまでの部分に二種類の系譜が並行して収録されており、ステインなどは分析上別のものとして扱っている。^③ここでもステインに倣って、それらを1a、1bと示し、つぎの拡大版を2、そして本稿で触れられることは少ないであろうが韻文のものを3と扱うこととする。なお『年代記』については便宜上第二章に譲り、ここではそれ以外の系譜群についての史料情報を説明する。

つぎに、これらの系譜のもつとも重要なポイントである作成年代と作成地についてみてみよう。ステインの分析では、1a、1bの系譜は一二六七年から一二七〇年二月、2の系譜は一二七〇年二月から一二七一年一月の間に成立し、3は特定できないものの写本の伝承をみるかぎり、他のものとはほぼ同時に書かれたものであるとされている。^④作者についての具体的な情報は乏しい。ただ1a、1b、2、3の系譜に関しては、ベネディクト派修道院として名高いアフリヘム

Affigen の修道院において、それぞれ上記の年代に作成されたことは、その記述からも明らかである。系譜作成の依頼など細かな経過についてはわからないが、以下のような事情から同修道院が系譜作成地選ばれたことは推測されうる。まず、一〇七四年に建立されたアフリヘムは代々公家系との繋がりがつよく、家系の墓所の一つとなっていることが系譜にも記されている^⑤。修道院カルチュレルに現われる特権授与や保護からも、公家系、とくに傍系にあたるレウヴェン伯家との密接な結びつきが読み取れる^⑥。さらに、この修道院では一二世紀にシジューベル・ド・ジャンブルー『世界年代記』の継続版が作成されるなど、すでに歴史記述の確かな伝統が存在していた^⑦。こうした事情から系譜の作成が同修道院に依頼されたのであろう。もちろんいかなる修道士がどのような状況で著述の任にあたったかも不明だが、第二節で検討されるニヴェル修道院についての記述や公位移譲の正当化の工夫などに明らかかなように公家系の意図をおおいに反映させていることがわかる。またこれと併せて、アフリヘムを称揚する記述を盛りこむなど個人的意図を絡めつつ、作者は巧みな手腕を発揮している。

諸系譜の全般的な特徴についても一言述べておこう。先にも述べたように、1aの系図は刊本上ユーク・カペーによる王位篡奪までのもので、記述は至ってシンプルなものであり、文字通り「家系譜」というに相應しい。1bの記述は、1a同様にトロイア人ブリアモスから始まりヤン一世にまで続くが、ユーク・カペーまでの記述にしても、1aのそれに比べ詳しい。そしてさらに、2の系譜は拡大版というヘラーの命名にふさわしく相当の情報が盛り込まれており、家系譜と年代記の中間的な形態をもつに至っている^⑧。3の韻文形態のものは、これらから情報を選択して短く韻文でまとめたものであり、とくに情報をつけくわえるものではない。また全系譜に共通する特徴として、ひじょうに多くの聖人が家系に取り込まれていることがあげられる。これはとくに2の系譜に顕著であり、その末尾にはバリ写本にある家系聖人リストが収録されている。その他、ロタリンギア公位あるいは公領への権利が主張されていることが特徴的である。ブラーバントの語が過去に投影され、その権利が主張されるとともにロタリンギアの公位が強調されるのである^⑨。

これらの系譜についてはもちろん複数の写本が存在するが、その数はさほど多くなく、その点から系譜の普及を推し量るのは難しい。しかし、ブラーバントと直接関わりをもたなかったヤーコプ・ファン・メールラントによって一二八〇年代に著わされた『歴史の鑑』において、公家系のカロリング起源が語られることから、系譜がかなりの速さで広く普及したことは窺える。^⑩

おおよそ以上の点を念頭に置きながら分析に移りたい。^⑪

第二節 『家系譜』の構造と意味

諸家の見解が一致するように、『家系譜』がブラーバントにおける系譜的歴史記述というその後の伝統を創出したことは確かだろう。^⑫しかし、なぜこのとき系譜的歴史記述は誕生したのか、その必然性を確認しなければならない。デ・リダーもヘイマンズも公位継承をめぐる内乱とその後の平和の回復を『家系譜』の出現に関連づけてはいるが、いずれも推論に過ぎない。ここでは、『家系譜』のテキストを表層的・構造的に分析することでその出現の必然性を明らかにしてみよう。

まず『家系譜』が対処していると思われる現実を指摘し、テキストの表層から『家系譜』の存在意義を浮かび上げさせてみよう。そのもっとも重要な点は、ニヴェルの修道院をめぐる記述である。ステインのテキスト系譜論によれば、『家系譜』のもっとも独創的な点は、聖女ゲルトルティスからその父ピピンや祖父カルロマンへのラインを提示しピピンを“初代ブラーバント公”と表わした部分である。そして、この部分は一一一二世紀にニヴェル修道院で作成された聖人伝によってもたらされたのである。いわば、『家系譜』でもっとも特徴的な“初代ブラーバント公ピピン”の家系ラインについて、またその原型的諸要素がここで作成されたということである。

さらに『家系譜』1bにおいては、ピピンたちが修道院を自らのアロッド（自有地）すなわちブラーバントに建立した

という記述が^⑩、そして2の系譜ではいまやブラーバントの七人の君主がニヴェルに眠っているという記述が現われる^⑪。ここでは、私有地として表わされたブラーバントにニヴェルが存在することが強調され、家系の連続性の象徴である公家の墓所としてニヴェルが示されている。このように家系との繋がりが強調されることもあって、ステインはフランス王権の例に喩え、ニヴェルを「ブラーバントのサンッドニ修道院」と呼んでいる^⑫。しかし、これはニヴェルの歴史や系譜作成時の状況を考えると奇妙なことだ。ニヴェルはフランク時代以来の古い修道院だが、早くも一〇〇三年には後のブラーバント公であるレウヴェン伯の守護権の下に置かれる。しかし、その後のブラーバント公家と修道院、そして帝国の關係は相対に複雑である。ワロン（フランス語）地域に広大な所領を有し、一貫して帝国直属意識をもち続ける修道院は一二世紀後半以来の都市発展と対立するニヴェルの領主でもあり、公家と強い対立關係にあった。公家は、ヘンドリック一世期以来バイイの派遣などによって徐々に修道院権力の弱体化に成功するが、これはヘンドリック三世死後の内乱によって中断する。この内乱は同時に、公家に協力的であったニヴェルの都市コミュニティが、修道院と結んだりエージュ司教によって破門・解体され、以後のコミュニティ運動の禁止という事態にも繋がる。そしてこのリエージュ司教こそ、ブラーバントの後見権を主張し、内乱の火種を熾した人物アンリであって、フーバックスによればこのアンリのコミュニティ抑圧への参加は後見権獲得の失敗による反ブラーバント感情の現われとして理解される^⑬。公家の内乱の影響が、地方においてもつとも縮図的に現われたのがこのニヴェル問題であるといえる。

一二世紀後半以降、低ロタリンギアにおいては皇帝による教会組織への介入はほとんどみられなくなり、そのほとんどが領邦君主の影響下に置かれることになる。しかし、領邦の境界線付近に位置し帰属の微妙な修道院などの他、特定の領邦君主の影響下に置かれることを拒み、一二世紀前半になっても未だ皇帝に庇護を求め続けるいくらかの教会組織がみられる。ジェニコの統計的な文書調査によれば、三つの代表的なものがあげられるが、その一つがニヴェルの修道院である^⑭。一二世紀前半のブラーバント公による領域統合政策の中心は教会守護権の行使にあったが、アンシャン・レジーム期にま

で帝国直属意識を維持するようなニヴェル修道院は、ワロン地域におけるブラーバント公の領域統合に対するもつとも頑強な抵抗の砦となっていたのである。

こうした点から、容易にブラーバントへの帰属を認めないニヴェルを歴史的な根拠づけによって取り込もうとした意図が明らかとなる。系譜においてニヴェルをアロッドの内に置き、固有の墓所とし、ニヴェルで作成された聖人伝を用いてニヴェルの守護聖人であるゲルトルティスやピンたちを家系聖人とすること、これらによって内乱において失われた統合への過程を回復し、内乱の清算を試みたのではないかと考えられる。『家系譜』とほぼ同時にヤン一世はニヴェルから守護職よりも広範な権限の職務を買い取り、ニヴェル問題に一応の決着をつける。以後、東方への対外的拡大政策に向かうのである。⑩ こうした一連の政治的経過も、以上の系譜に込められた意図と符号する。『家系譜』のもつとも独創的な記述とされるビピンの家系とそこにみられる聖人たちの姿は、単なる家系の高貴さを証明するだけでなく、こうした現実に対応すべくもちだされているのである。

以上に検討した『家系譜』にみられる領邦の現実をめぐる政治的意図は、その目的のゆえに直截的にテキスト表面に現われ得る。しかし、テキストの表面には直接表わされにくい意味も潜んでいる。それは、『家系譜』が内乱との関わりで記されたさい、この内乱が同一家系内における継承をめぐる特殊なものであるがゆえに、込み入った手法によって公位継承の正当化が試みられているためである。こうした意味についてはテキストの構造的分析により埒りだされるほかない。そして、そうした構造的分析によって明らかになる部分でこそ、この『家系譜』は中世の系譜史料においてもひときわ特徴的である。ここでは『家系譜』が駆使した二つの手法を明らかにしよう。すなわち、系譜のライン操作とカロリング期の系譜操作および聖書物語の暗示的導入による兄弟間の権力移譲の正当化である。

G・メルフィツレは、一般に中世後期の系譜はその政治思想の発展から、超個人的な血統の連続性と超個人的な官職の連続性をできる限り古い祖先の段階から混合し、よってできる限り古くから血統における祖先と官職における先任者を同

一者として示すよう工夫していることを指摘している。『家系譜』においては、一方でトロイア・メロヴィング家系のラインによって血統の高貴さが表わされる。そして、他方の家系でピピン以来、特定の時期を除いて一貫して「ロタリングアおよびブラーバント公」の称号が示され、ブラーバントの領域とその私有、支配が連続的に提示されることで官職原理すなわち制度化された支配が表わされるのである。こうした血統の高貴さと官職原理によって示される支配者の能力・適格性の双方によってヤン一世の支配は正当化されているのである。一五世紀の系譜を中心に据えたメルフィツレの研究は言及していないが、しかしこの血統と官職双方の連続性という二重ラインの工夫がなぜこのとき必要とされたのか。それは、単一ラインの系譜では、支配者存命中の兄弟間の権力移譲という矛盾を解くことができないからである。この点については、つぎのカロリング期の系譜操作および聖書物語の導入に関する分析後あわせて詳説する。

分析を進めよう。『家系譜』においてはピピン以来一貫したブラーバントの所有と支配がヤン一世にまで途切れることなく示される。しかしこの系譜ではそれに飽き足らず、フランク王権への権利とロタリングアの領有が執拗に主張される。まずこのフランク王権と公家系の関係は、メロヴィング家から分岐するブリティルデイスの家系と「初代ロタリングアおよびブラーバント公」とされるピピンの家系の結合によってもたらされる。ここで重要なのは、『家系譜』2に示される聖アルヌルフスの預言である。

この者（息子アンシギスス）とその血統を、聖アルヌルフスは、かれらが相続による未来のフランク人たちの王であり、至上のローマ人たちの皇帝であろうと預言し、祝福したのであり、事はそのように成就した。塗油でもってこの祝福は、当時アウストリアと呼ばれたロタリングアおよびブラーバントの公のいとも高貴にして聖なる家系へと下り来たったのである。^②

こうして、家系による王位の将来的獲得の預言と現在のブラーバント公家系への祝福の連続性が表現されているわけである。しかし、これによって具体的に何が意図されているのだろうか。じつは、この聖アルヌルフスの祝福というモチーフは『家系譜』にのみみられるものではない。カロリング期のパウルス・ディアコヌスによる『メッス司教列伝』にもみ

られるのである。カロリング期の系譜を研究したO・G・エクスレは以下のようにこのモチーフの意味を説明してみせる。カロリング家の系譜において試みられるカロリング家と聖アルヌルフスの接合は、『メッス司教列伝』におけるフィクションを背景に、単なる称号（Ⅱ名目だけの王位）と効果的な支配（Ⅱ実力主義）の区分というカロリング期の支配観に支えられたメロヴィング家からカロリング家への王位移譲の正当化の試みとして理解される。名目だけの支配者から実力者への地位の移譲がここで確認されるのである。²²⁾

しかしこの部分には、エクスレも言及していないもう一つの重要な意味が隠されている。それは、この祝福が旧約聖書の物語に題材を借りている点である。これは、『創世記』にみられる父親あるいは祖父から長男ではなく次男への祝福を描いた二つの物語をもとにしている。さらに、長男から次男への祝福および長子権の横領も神の摂理として正当化されるとする、新約聖書におけるこの物語の補足も念頭に置かれていよう。

以上の点から聖アルヌルフスの祝福は、カロリング期のフィクションに表わされたような実力・能力的な点での権力の移譲の正当性を暗示するとともに、長男から次男への権力の移譲という旧約聖書の物語をも暗示しているのである。そして『家系譜』が作成されたポイントもここにあると思われる。内乱とヤン一世の即位直後に作成された『家系譜』は、兄弟間の能力による公位移譲から引き起こされたその内乱の背景を直接受けていると考えられるだろう。つまり、旧約聖書を下敷きにメロヴィング家とカロリング家を用いて、能力的な点での兄弟間における権力の移譲を正当化したのである。能力・血統ともに保証されたものによる支配の提示が、旧約のモチーフの上で展開されるわけである。こうした点でメルフィッレのいう二重ラインも有効である。つまり、官職原理のラインによる能力性のみでの提示では公家系の血統の高貴さが保証されえないし、血統ラインのみの提示ではこの兄弟間の能力による支配権の移譲という問題が解決されないのである。

一貫した二重ラインによって家系によるブラーバントの支配が主張される傍らで、フランク王権の移動が預言的枠組み

のなかで展開される。これはいわば *exempla* として、以上のような同一家系内における存命中の能力による支配者の交替という特異な事態を正当化しようと組み込まれたものだと思われるのである。公位継承をめぐる内乱後のブラーバントで『家系譜』が成立した理由には、こうした背景があった。

- ① 以上の経過については、主に以下の文献を参照。cf. P. Avonds, "Brabant en Limburg 1100-1403", in: *Algemene geschiedenis der Nederlanden*, dl.2, 1980, pp. 452-482; De Ridder, *op. cit.*, p. 73-99.
- ② *Genealogie ducum Brabantiae* hg. I. Heller, in: MGH SS, 25, S. 385-413. 本稿では以下のものも合わせて参照した。H. Bornans, "Deux chroniques inédites des années 1269-1271 contenant la généalogie de Charlemagne et des ducs de Brabant tirée d'un ms. n° 77 de la bibliothèque de l'université de Liège", *Bulletin de la Commission royale d'histoire*, 3e série no. X8 (1869), pp. 65-86; La Bibliothèque Royale, Bruxelles, nr. 10953, folio 143v-160r.
- ③ Stein, *op. cit.*, p. 333.
- ④ *Ibid.*, p. 336f. ステインと編者のヘラーの間で見解の異なる 1a・1b の系譜について若干説明をしておこう。ヘラーは 1a・1b の系譜に關して「ほぼ同じ頃に書かれたもので、一二六八年後半から一二七一年末までの成立としている。じつさい系譜は、ヤンが一二六八年に公位に就いたという文語で締めくくられているが、ステインはこれに対し一二六八年という記述はローマ王リヒャルトからの受封を支配の始まりとみなしたことから説明できものである」として、系譜の作成が一二六七年である可能性を示唆している。そして同時に「ヤンの最初の結婚が言及されていないことから、一二七〇年二月までの成立期間を提示しているのである。
- ⑤ *Genealogie*, S. 390, 396.
- ⑥ *Cartularium Affligemense (1254-1309): Fontes Affligemenses*, ed. Dom Cyprianus Coppens, Hekelgem, 1977. 公家系譜マフリンムの親密な関係を示す文書が散見される。よくにレウウェン伯家との関係では、礼拝堂の建設 (n. 7 [1254. 2. 25], p. 5f.) や墓の建立 (n. 45 [1258. 1], p. 26f.) などが見られる。
- ⑦ *Sigeberti Gemblacensis Chronographiae Auctarium Affligemense*, ed. P. Gorissen, Brussel, 1952.
- ⑧ *op. cit.* p. 10. ミヒニコによれば、亡くなった家系譜の年代記その他の類型の史料との混合化は家系譜史料の発展において常識的なものであり、cf. L. Gencoc, *Les généalogies*, Turnhout, 1975, p. 22ff.
- ⑨ 事実、ブラーバント公は十二世紀以来ロタリンギア(低ロタリンギア)公位を有していた。ロタリンギア公領自体はエノー伯領、ナミュール伯領など低地地方諸領邦を含んでいたが、一一九〇年の帝國會議における皇帝フリードリヒ・バルバロッサの宣告で、ロタリンギア公位の有名無実化が決定した。以後、諸領邦へのロタリンギア公の権威も名目上のものにとどまった。
- ⑩ Jacob van Maerlant, *Spiegel Historiaal, met de fragmenten der later toegestogde gedeelten bewerkt door philip Utenbroeke en Lodewijk van Velthem*, ed. M. De Vries en E. Verwijs, 4 dln, Leiden, 1861-1879; *fonomechanische herdruk* Utrecht, 1982, resp. III/7, c. 56, vv.

29-34.

⑩ 本稿が系譜史料を扱うにあたって一つ考慮しておかねばならないのは、系譜史料の編纂と研究についての問題である。L・ジェニコは、MGHに収録された『ブローニュ伯家の家系譜』の校訂版をひょうに不完全な雑きはぎのテキストとして非難する。そして、自身新たに発見したいくつかの原史料を加え、およそ現存する諸写本の徹底した比較研究を行なった。そこから、こうした系譜研究における、写本の作成地・作成年代などを考慮した厳密な考察の必要性を説いた (cf. L. Genicot, "Prince territoriaux et sang carolingien. La Genealogia comitum Bulonensium", in: *Etudes sur les principautés Lotharingiennes*, Leuven, 1975, pp. 217-306.)。もちろんやむを得ない指摘は考慮に入れねばならないだろう。しかし筆者は、『家系譜』においては以下のような理由からMGH校訂版テキストの使用は可能であると考える。まず、ブローニュ伯のものほど写本のヴァリエーションがなく、作成年代・作成地ともに固定されていること、それらの収録においてもブローニュ伯のものより数多いこと。そして、各写本に基づいた数種類の校訂版が存在し、それらと組み合わせることで原形の想定が可能であること。これらの理由から、本稿では『家系譜』の厳密な考察が可能であると考えるし、ステインもまたそうした認識の上でテキスト譜論を展開していると思われる。

⑪ ブラーバントではすでに11世紀にウィレム・ファン・シントロートルイデンなる人物によって書かれた『ブラーバント人の歴史』という作品が存在しており、そこでは後にブラーバント公となるレウヴェン伯家系のトロイア人、カロリング家への繋がりが示されていたという説がある。しかし、一四世紀後半のジャック・ド・ギーズの年代記によって言及されるのみで現存しないこの書物は、ステインの研究によ

って13世紀後半『家系譜』作成地のマフリーム修道院からシント＝トルイデンの修道院に移り院長となったウィレムの手になるであろうことが明らかになっている。したがって、やはり系譜の伝統は『家系譜』により始まるとみてよくだらう。cf. Stein, *op. cit.*, p. 345ff.

⑫ Stein, *op. cit.*, pp. 340-351.

⑬ *Genealogiae*, S.387f.

⑭ *ibid.*, S. 396.

⑮ Stein, *op. cit.*, p. 345.

⑯ 以上総題として『家系譜』を参照。cf. J. J. Hoebanx, *L'abbaye de Nivelles des origines au XVIe siècle*, Bruxelles, 1952; "Un aspect de la politique ducale en Brabant au milieu du XIIIe siècle: Le duc Henri III et le chapitre de Nivelles", *Bulletin de la commission royale d'histoire* 127 (1961), pp.129-161.; "Nivelles est-elle brabanconne au moyen age?", *Revue belge de philologie et d'histoire* 41 (1963), pp. 361-396.

⑰ L. Genicot, "Monastères et principautés en Lotharinge du Xe au XIIIe siècle", in: *Etudes sur les principautés Lotharingiennes*, Leuven, 1975, pp. 59-139.

⑱ Hoebanx, "Nivelles est-elle brabanconne au moyen age?", pp. 37.

⑳ G. Melville, "Vorfahren und Vorgänger. Spätmittelalterliche Genealogien als dynastische Legitimation zur Herrschaft", in: *Die Familie als sozialer und historischer Verband. Untersuchungen zum Spätmittelalter und zur frühen Neuzeit*, hg. P. J. Schuler, Sigmaringen, 1987, s. 203-309.

㉑ *Genealogiae*, S. 392. ... et Ansgisus, quem pater suus Sanctus Arnulphus benedixit et progeniem eius, prophetando de ipsis, quod

ipsi essent futuri reges Francorum hereditarii et imperatores Romanorum excellentissimi, et factum est ita. Hec benedictio cum unctiōne descendit in nobilissimam et sanctissimam prosopiam ducum Lotharingie et Brabantie, que tunc Austria vocabatur.

② O.G. Oxley, "Die Karolinger und die Stadt des heiligen Anulf", *Fyhmittelalterliche Studien* 1 (1967), S. 250-364.

第二章 ブラーバントにおける歴史記述・出自神話・民族意識

B・グネもいうように、系譜史料は政治的危機や支配権力に意義が唱えられたときに多く現われる。前章で検討したように『家系譜』の成立にも公家系の危機と内乱の過程が密接に対応していたわけであり、その限りでこの史料群を実践的歴史記述と規定してもよい。ではしかし、これだけではなぜ系譜というモチーフが以後引き継がれてゆくのかは明らかでない。一三世紀末から一四世紀初頭にかけて、『年代記』や『ブラーバント公列伝』といった歴史記述で公家系の出自が物語られる理由はどこにあるのだろうか。こうした問題に何らかの見通しをつけるためには、内乱による政治的危機のミクロな過程を越えて、時間的・空間的にもよりマクロな視野からこれらの史料を位置づけ直さねばならないだろう。

第一節 共同体としてのブラーバント

これまでの議論でも明らかなように、『家系譜』はトロイア人の王からの血統の連続性を主張している。こうした、いわば出自にまつわる神話は中世ヨーロッパに広く流布していたものである。ここで、中世ヨーロッパにおいてこうした出自が語られる意味を先行研究によって明らかにしてみよう。② S・レナルズによれば、中世初期以来ヨーロッパの出自神話には大きく分けて三つの類型が存在するが、そのうちもっとも人気を博したものが本稿の対象でもある古代世界、とくに

② 『家系譜』以後の作品におけるこのモチーフが旧約聖書に対応していることはヘイマンズも指摘している。しかし、ヘイマンズはこの部分の後の年代記類にも現われることを指摘し、それによって『家系譜』が後の時代に影響を与えたことのみを論じているのであり、この記述のもつ象徴的意味については何ら指摘してゐない。cf. Heymans, *op. cit.*, p. 17.

トロイア人にその出自を求めるものである。これは七世紀のフレデガールの年代記に初出し、八世紀以来その数を増す。ここで重要なのはレナルズによる出自神話と共同体論との結合である。引き続きその説をたどってみよう。レナルズは、従来の研究が中世の支配原理として縦の人的結合関係を重視するあまり、中世社会のもつ共同体的性格を見落としてきたと指摘する。地方の農村、都市から領邦そして王国に至るまで自発的服従と構成員間の身分的格差を受け入れた共同体が形成されており、そこでは協議と代表による統治の集合的性質は当然のものとみなされていた。こうした条件の下では、支配者および代表者はその共同体への法と慣習に従った統治を行なう義務を有し、感じていたと考えられる。そして、同一の法と慣習からなる共同体において生活する者は出自を同じくする者であると信じられていた。そうした信仰の表われが中世の出自神話なのである。西欧ではおよそ十世紀頃王国が共同体的枠組みと一致するようになり、一二世紀以降行政制度の整備、文書使用の増加により、出自神話の利用が盛んになる。代表的なものはフランスにおけるトロイア人神話であるが、他にも領邦や都市レヴェルでも出自神話は利用された。近年のレナルズの議論では、こうした法・慣習や文化の同一性と共通出自への信仰の下形成された共同体は「ネイション」と呼ばれている。ここでは出自神話と共同体原理を中心とした中世的政治性が結びついており、民族意識の中世的表現がイメージされているのである。^③

さてこうした議論に照らした場合、ブラーバントはいったいどのように位置づけられるのだろうか。以下、検討してみよう。一般に、ブラーバントでは一三世紀に入り、教会守護の権利を活用するなど近隣へと領土を広げ、領邦形成が進展するといわれる。そして、一応は帝国に属し、皇帝を封主として仰いでいたけれども、シュタウフェン家の断絶もあって凋落著しい帝位からは半ば自立し、独自のな領邦としての体裁を整えていった。一三世紀後半には婚姻を通じてむしろフランス王家と密な関係にあり、王のスペイン遠征にも公は私兵を引き連れ参加し、騎士叙任さえパリで王から受けた。^④

では、こうした領邦ブラーバントにおける統治の進展、領邦民の凝集力はいかなるものであったか。ここではレナルズの議論でも重要な柱をなす、法・慣習のあり方についてみてみよう。これについては、一二四八年のヘンドリック二世およ

び一二六一年のヘンドリック三世の遺言書が有力な手がかりを与えてくれる。これらは遺言書ではあるけれども、それぞれ実質的には貴族および教会人との協議の上で公領の法と慣習を定型化したものである。マグナ・カルタと並び、君主・臣民關係を規定した西欧で初期の成文制定法令とされることもある。⑤ それぞれほぼ同様な文面であり、今後ブラーバントの領邦すべての人々が共通に審判をもって扱われること、皇帝への奉仕や領邦の防衛、公家の子女の結婚といった場合の徵発以外税の搾取が行なわれないこと、その他十分の一税やユダヤ人の排斥、十字軍に関する取り決めが規定されている。これらの規定のほとんどすべてにわたって、ヘンドリック二世の遺言書には「われわれの領土（全体）」、三世のものには「ブラーバントの領土（全体）」という語が含まれている。こうした部分から、たとえ理念的なものにとどまったであろうとはいえ法令がブラーバント全体に適用されるべく作成されたものであるのは明らかである。さらに、はじめとおわりにはさらに重要な証言がある。はじめの部分では「善き人々と敬虔な人々」による「審議会」とそれへの協議の下この法令が発せられたこと、おわりの部分では「すべての貴族、その他すべての領邦民、……教会人も俗人も」すべての者によってこの取り決めが守られるべきことが述べられる。また個々の規定においてもたびたび審議会の権限が言及されている。審議会は君主の恣意的な統治を正し、領邦民への過度な租税や軍事的徵発を排することで共同体利益への義務を果たすのである。⑥ ヘンドリック三世が、父ヘンドリック二世の遺言書に若干の修正をくわえたにせよ、十年ばかりの間隔でなぜ同様なそれを発したのか詳しいことはわからない。父を範としたのか、若年の息子たちを遺すにあたって死後の混乱をみこした不安からなのか。しかしいづれにせよ、これらの遺言書はブラーバントが一つの法の下にある共同体を形成していたことを明らかにしている。ここで確認される法的共同体としてのブラーバントの理念は、コルテンベルク・チャーターなど一四世紀の法令にも受け継がれている。⑦

もちろん一三世紀後半における領邦ブラーバントが現実に緊密な法的共同体を構成していたと考えるのは誤りだろう。しかし、だからといってこれらの遺言書が空文であり、上からの領邦の統合を目論んだだけのものではいいきれ

ない。理念的な側面、そしてなにより領邦民の意識の面で共同体としてのブラーバントは存在していたと思われる。その重要な例が一二六一年の都市同盟からうかがえる。ブラーバントでは一三世紀の間に都市の発展がみられるが、諸都市はその過程でしばしば対立した。しかし、やがて外国での商業上の安全、法的保障、公正取引といった共通利害から諸都市の協力関係が築かれてゆく。そうしたなか一二六一年のヘンドリク三世の死後、公領が最初の危機に曝されたとき、諸都市は公妃アレイデイスを援助するため自発的に都市同盟を結成する。これには少なくとも一七の都市共同体が参加したと思われるが、その同盟締結書には過去の不和・遺恨を清算し、同朋のための恒久的平和への改革、そして主君および領邦の榮譽増進と安定のため協議がなされ同意されたことが記されている。以下、全面的に主君および領邦と同朋のための取り決めがなされている。とくに重要なのは、「もしどこかでわれわれの領邦の境界が縮小せられるか、われわれの主君の権利が妨げられるか」した場合、神がそれを除去したまうよう早急に主君へ知らせるべきであると決められていることである^⑧。これらの文言から明らかなのは、同盟締結を行った都市代表たちが、自らの代表するところの同朋への共同体利害を明確に意識していたこと、諸都市が都市共同体の上位レヴェルに位置し法・権利の集束点たる領邦共同体を明確に意識していたことである。

こうした貴族・教会人や都市の集合的行動は、一二六七年のヘンドリク四世からヤン一世への公位移譲の際にもみられる。この移譲は宮廷で秘密裡に行われたわけではなく、公の集會で行われたのである。集會の日、コルテンベルクには大小のブラーバントの都市、そして貴族・騎士が集められ、その前でヘンドリクは母の助言のもとヤンに公位を委ねたのだ、と後にヤン・ファン・ヘーリュは物語っている^⑨。ここでは、公位移譲（継承）という統治の最重要事項への臣民の集合的同意の必要性が明示されている。これら都市同盟や集會の事例からも、先の遺言書に表わされた一つの法の下の領邦ブラーバントという理念は空虚なものでも、上から単に押しつけられたものでもなく、むしろ現実の領邦における現実と意識を写しとったものと考えられる。

以上にみた貴族・教会人および都市民の行動からは三部会の存在が想起されるかもしれない。レナルズによれば身分制議会の発展は古い共同体觀念の衰退の一つの要因であり、それにともない身分別の出自神話が語られるようになることが指摘されている。^⑩ 事実、この時期のブラーバントに身分制議会の起源をみいだしている研究もある。しかし、同時にこの時期のこれら三身分の行動やそれを規定する法令があくまで時宜的なものであって、明確な身分的区分・固定の下での行動が決して恒常的なものとして制度化されていなかったことも確認されている。^⑪ 同時期のブラーバントでは萌芽的なものこそ垣間みえるが、いまだ選挙に基づいて固定化・制度化された統治審議機関の存在はみられない。

こうした事例から明らかのように、一三世紀後半のブラーバントでは一つの法の下に、最上層レヴェルの共同体として意識された領邦ブラーバントが存在した。そしてこの共同体は、自発的服従と身分的格差を受け入れ、協議と代表に基づいた集合的性格の統治の下にあったのである。

第二節 ブラーバントにおける出自神話の発展

では、前節でみたようなブラーバントにおける法共同体の存在と出自神話はいかなる関係にあるのかを史料から具体的に明らかにせねばなるまい。先述のように、中世の人々は法・慣習を同じくするものは血統をも共有すると考えていた。法的統合と血統信仰の進展は同時的なのである。ブラーバントでは一三世紀に入って本格的な領邦形成が始まり、一三世紀の半ばにはすでに一つの法の下に「ブラーバント人」の存在が領邦民によって信じられていたことは確認された。では、『家系譜』をかれらの共通出自への信仰が現われでたものとみていいのだろうか。しかし、前章でみたように『家系譜』の出現には偶発的な要素が強い。この問題を考えるには、まずブラーバントと出自神話のきわめて特殊な事情を考慮に入れねばならない。

まず確認しておくべきことだが、一三世紀後半のブラーバントで、領邦民の出自の共通性が信じられていたのは確実に

ある。その証言は一三世紀後半ホラント伯の依頼により俗語で『歴史の鑑』を著わし、中世ネーデルラント文学の父と仰がれることになるダムのエシユヴァン、ヤーコプ・ファン・メールラントに聴くことができる。しかし、ここで明らかにするのはブラーバント人のトロイア人からの出自ではなく、なんと白鳥からの出自信仰である。メールラントはその著作において、ブラーバント人が白鳥から出自したことを誇るように、白鳥からよって来る人間などいえないこと、そしてブラーバント人がそれによって高貴さを主張しようとしていることを、多少の侮蔑をもって語っている。ここで念頭に置かれているのは、厳密には『白鳥の騎士』からの出自伝説である。これについて一言触れねばなるまい。『白鳥の騎士』の伝説は当時俗語文学でひじょうに人気を博した『十字軍詩群』を形成するもので、第一回十字軍の英雄ゴドフロワ・ド・ブイヨンの家系伝説に基づいた叙事詩のモチーフである。本来は、魔術によって兄弟を白鳥に変えられたエリアスなる人物がその白鳥に船を引かれてフランク世界にやってきて、英雄的活躍をした後結婚し、ゴドフロワの母方の祖父となる物語である。これによりゴドフロワの家系は神聖視されることになる。ゴドフロワの父はブローニユ伯ユースタシユ二世であり、一一七九年ブラーバント公ヘンドリック一世がブローニユのマティルデと結婚したとき、『ブローニユ伯の家系譜』ともどもこの血統伝説がブラーバントへともちこまれたのである。この伝説はトロイア人神話の陰で細々とではあるが受け継がれ、一五世紀になってもこのモチーフによる歴史記述を生みだしている。^⑩

ではこの『白鳥の騎士』の伝説は、トロイア人神話と競合するなかで、なぜ本流となることができなかったのか。レナルズによれば、出自神話は世俗社会のもつ信念や価値観の教会人による表出なのであって、決して単なる教会人の夢想であつたり、教会人から世俗へと一方通行的にプロパガンダされるだけのものではない。^⑪ その意味では、『白鳥の騎士』はまさに世俗の価値観や信仰体系を表わしている。しかし、あくまでも公式に出自神話を表明するのは教会人の手によるのであつて、その教会人によつて分けもたれうるものが表明されるのである。『白鳥の騎士』の出自伝説は、メールラントの軽蔑的言辞に明らかなように、世俗に足を踏み入れている者でさえ疑わしい部分があつただらう。ましてや、『家系譜』

および『年代記』を著わしたアフリヘムの修道士たちにとっては到底受け入れられるものではなかっただろう。『家系譜』においてはゴドフロワの母方の家系、すなわちロタリンギア公アルデンヌ家について記され、白鳥の姿は影も形もない¹⁵⁾。さらに、この伝説に対するブラーバント人自身の立場を、一四世紀初頭アントウエルペンの都市聖職者ヤン・ファン・ブーンドレが表明している。ブーンドレは前述のごとく『ブラーバント公列伝』の著者であるが、その執筆の目的の一つはまさに「白鳥の騎士」の伝説を打ち破り、トロイア人およびカロリング家を起源とする出自神話を確立することであった。ブーンドレはこの作品の出だしにおいて、「白鳥の騎士」の神話がまさにでつちあげであり真実を明らかにすると述べ、正当なる公の出自を語ろうと表明しているのである¹⁶⁾。

この「白鳥の騎士」の伝説をめぐって、当時のブラーバントでどれほど共通の出自が信じられていたかが明らかになったが、メルラントの証言のようにブラーバント人による共通出自への信仰が一連のトロイア人神話をめぐるテキストから明らかになるだろうか。つぎにこの点について検討してみよう。

まず『家系譜』においては、トロイア人からの出自はもっぱら公家系に限られている。トロイア人の王プリアモスから始まり、ヤン一世に至るまでの間に漸次情報はつけくわえられてゆくが、その過程でブラーバントの一般領邦民はいうにおよばず、高位貴族・聖職者ですら公家系と血統を共有する者しか言及されることはない。しかし、中世においては原則的に、たとえ君主家系の出自神話であつてもそれは支配対象である領域民全体を対象とするため、この『家系譜』も領邦民全体を対象と考えることも可能である。第一章で検討したように、君主家系の特殊な事情を正当化する理由が第一であっても、内乱の危機を克服した公領の共同体としての確認の所作がここに現われているのかもしれない。ただ、これは推測の域にとどまるし、さらに、出自神話が発展するにつれてその対象とする領域民の範囲も拡大したフランスの例を考えると、ブラーバントでも『家系譜』以後をたどってみる必要がある。

『家系譜』以後にトロイア人神話を記すものは、『家系譜』と同じアフリヘム修道院で著わされた『年代記』である。

作成年代は、一二九四年から一三〇四年の間、ヤン二世の統治期と推定される。この史料についてはその情報量の飛躍的な増大も顕著であるが、それに伴わない内容面でも重要な変化がみられる。まず、『家系譜』ではいきなりトロイア人の王プリアモスへの言及から始まり、ほぼ「XがYをもうけた、そしてYがZをもうけた……」といった形で簡素な記述がつづくのに対して、『年代記』ではプリアモスへの言及のまえ、序文の後にトロイア人がいかにしてパンノニアに移住してきたかが語られる点は何よりも重要である。ここではアエネイアスの一群がイタリアに向かったのに対して、アンテノールに率いられた一群がパンノニアへ向かい、シカンブリアと呼ばれる都市を建てたことや、ローマ皇帝との共闘関係のうちにフランク人と呼ばれるようになったこと、さらにはライン・ドナウ間に移住し、プリアモス王を頂くに至った経過などが語られる^⑦。記述内容自体は伝統的なものであろう。しかし、この部分の詳述自体が意味をもつ。すなわちこの史料では公家系の直線的な血統ラインが語られるだけでなく、集団としてトロイア人の移住が物語られるのであって、領邦民の出自それぞれが記述の対象になっているのである。こうした変化がなぜ起こったのかについては、この史料そのものうちにヒントが隠されているように思われる。

まずこの史料では、公家系の出自が語られてゆくさまざまな場面において、領邦民の行動、とくに集合的行動が、家系の連続性、あるいは危機さえももたらすものとして描きだされている。第一に、『家系譜』においてはヘンドリック四世からヤン一世への公位移譲は単にヘンドリックの無能ゆえに生じたとしか記されず、またその点が強調されるのだが、『年代記』では「公妃アレディスとその貴族たちの審議によって」*de consilio Aleidis ducisse et optimatum suorum* この移譲が成立したと述べられる^⑧。ここでは貴族たちの審議会が、家系の行く末をも左右する決定的なものとして描かれている。こうした貴族たちの共同的な行動は、過去に投影される形で他の箇所でも記される。一一四三年、生後一年にしてレウヴェン伯位ともどもロタリンギア公位を継ぐことになったゴドフロワが、翌年に迎えた危機がその舞台である。この幼年公に対し、領邦貴族たち *optimates terre* が貴族ワルター・ベルトハウトをたのんで反乱を起こしたのである。プリン

ベルセの城を包圍し破壊するに至ったこの反乱は、結局神助もあって公により鎮圧されたとある。一二六七年の行政文書で *magates Brabantie* と記されている者たちが、*comites terre* と記される貴族に相当するであろうが、これらの者は審議会や内乱時の共同行為、そしてヴォーリンゲンの戦いなどで重要な働きをなしたことが語られるのである。さらに、一〇世紀前半皇帝が、レウヴェン城を包圍すべく遠征軍をブラーバント人たちの境界にまで派遣するが、ブラーバント人たちの力強い抵抗でこれを撃退したとある。ここではおそらく一般領邦民の存在も想定されている。こうした記述にみられる公家系以外の領邦民への配慮が、この史料によって領邦民の出自が語られる理由を説明している。

一口にいつて、この出自神話の発展には、ヴォーリンゲンの戦いでの勝利が大きく影響しているように思われる。一般に、戦争が民族意識の持続・高揚に決定的な作用をもたらすことは経験的・理論的に明らかである。そして『年代記』後半で、長々と語られるこの戦いによって、ブラーバント公はリンブルフ公位も獲得した。しかし、獲得された隣接領邦の存在は逆にブラーバントの共同体のアイデンティティーを痛烈に意識させただろう。また、公は貴族の徴税協力のみならず、都市からの莫大な借入を経てヴォーリンゲンの戦いを乗り切ったのであった。それに対する都市への特権付与が、一二九〇年から一二九一年にかけて頻発している。こうした共同行為により戦争に勝利したブラーバントに、『家系譜』以来おおいに知られていた出自神話が、明確な民族意識の表出として『年代記』という形をとったと考えられるだろう。これまで『年代記』は、単なる情報の寄せ集めとして以上の価値をもたず、ほとんど史料の価値を認めてこられなかった。しかし出自神話と民族意識の側面から眺めるならば、この作品はひじょうに重要な位置を占めることが明らかとなる。以上のように、『家系譜』以来の家系史から領邦民の歴史への明確な発展の跡がここにかがえるのである。そして、この作品を下敷きとした一四世紀初頭の『ブラーバント公列伝』において、共有された出自神話は決定的なものとなる。

第三節 『ブラーバント公列伝』と民族的歴史記述の完成

アントウェルペンの都市聖職者であったヤン・ファン・ブーンダレは、一四世紀ブラーバントを代表する詩人・歴史家であった。かれは、アントウェルペンの参審人ウィレム・ボルネコルフエの依頼によつて、一二一〇年代後半に俗語で『ブラーバント公列伝』（以下『列伝』と略）を書き始めた^②。この作品はブーンダレ自身の筆になるか真偽が問われる後半部も含めて膨大な量の歴史記述であるが、『家系譜』で提示された公家系のラインに沿つて記述されて行く。この作品に至つて歴史記述の場が修道院から都市に移る。ゆえに、この作品の外観的な特徴として、俗語による歴史記述という点、そして都市貴族の依頼で都市民が都市で執筆した点、この二点があげられる。

では、肝心のトロイア人からの出自についてはブーンダレはどのように語るのか。ブーンダレがそれまでブラーバントに流布していたとされる『白鳥の騎士』からの出自説を否定し、正当なる出自としてトロイア人起源説をもちだしたのは先述の通りである。かれはまず、公たちが破壊せられたトロイアから出自した経緯を語る。そこでは、アエネイアスが多くのバロンたちと見知らぬ土地へ移り、ローマ、カップドキア、パンノニアすなわちハンガリーその他を所有したと述べられる。つづいて、ハンガリーへやってきた民衆の一部がシカンブリアという都市を建て、シカンブリア人と呼ばれるようになった。やがて、アラン人との戦いに勝ち、皇帝からフランク人の名を与えられるようになったかれらは、しかしやがて皇帝により追放の憂き目にあい、ライン地域に移住する。そしてライン・ドナウ間を所有し、最初の王プリアモスを頂くに至ると述べられる。そして、ライン・スヘルデ間の第二のフランク王国すなわちロタリンギアを支配するに至り、ブラーバント公たちがこの地の君主であつたとされるのである^③。

ブーンダレがブラーバント公の出自を明確にすると述べているのは確かである。しかし以上のように、作品のはじめの部分は公の出自に限らず、『年代記』を範とし、より明確に地政学的概念をもとにした民族の移住の物語となっている。

ライン・ドナウ間のフランク王国Ⅱドイツ帝国とも区分されたライン・スヘルデ間の王国が明確に想定され、領土的規定がなされている。『白鳥の騎士』伝説への論駁、地理的に定義された民族の移住物語、これらの点を考慮するなら、ブーンドレが公家系の系譜的歴史を描きつつも、領邦民の出自物語を念頭に置いていたのは明らかである。このブーンドレという都市居住者によって、民族意識の発展に一つの画期がもたらされたことは重要である。ブーンドレの執筆当時、実質公領を動かしていたのは都市の勢力だといっているからである。それまで公領を動かす主要な勢力であった貴族階級は、一三世紀後半以来すでにその経済的要因から衰退し始めていた。一三二二年ヤン二世が亡くなったとき、ヤン三世は未だ未成年であったため、コルテンベルクの審議会が設置される。これは公とその役人の権力濫用を審判しうる一種の最高裁判法廷として置かれたものだが、四人の貴族代表と一〇人の都市代表によりなるものだった。この後若干の不和が起こり、一三二四年に都市代表が独自の摂政審議会を設置し、ヤン三世が成年に達する一三三〇年まで事実上、都市勢力が公領を支配したのである。^⑤ こうして諸都市が一致してブーンドレの枠組みを維持する時代、『列伝』のような民族意識の表出がみられたのである。

じつさい都市的な要素はブーンドレの記述にも顔を覗かせる。領邦民の出自物語でもある『列伝』には、後半に至って、都市民を含む一般領邦民を対象とした公益の概念が随所に散りばめられている。たとえば、公益観念を端的に表わす「公共の福利」概念は、ブーバントでは一三六〇年代にすでに、公妃アレイデイスに宛てられたトマス・アクイナス『ユダヤ人統治論』によって知られている。^⑥ 一四世紀に至ってブーンドレの様々な著作にもこの概念は散見されるし、『列伝』でも「公共の福利」という語そのものこそ用いられてはいないものの、作品後半部においてこの語が「ブーバント」Brabant や「ラント」lant といった語で代用されて、公益の重要性が語られる箇所が存在する。^⑦ ここではもはや公家系の血統のみが重要な系譜史料の面影はみられない。むしろ、系譜的枠組みで語られる領邦と領邦民の歴史が展開されるのだ。ステインはこの作品を公家系の利害と都市的利害の統合を目指したものと規定しており、ここには「公家系により薄く色

づけられたナシヨナリズム」がみられると述べている。^⑧ こうした点から、『列伝』は、民族意識の表出にもっとも適合した形態として採用され、都市的環境のもと領邦民の出自も語られる君主家系の系譜的歴史記述として一つの完成に達したものであるといえよう。

『列伝』において民族意識が強烈に体现されていることについては、すでにJ・ファン・ヘルフェンが指摘している。ヘルフェンの見解は、法的・司法的に不規則な相違を示す公領の現実に対して、ブーンダレが、ブラーバントに決してそれがもちなかった歴史的伝統と連続性を与えようとし、そしてそれが公領の統合を望む諸都市の政策にイデオロギー的背景を与えたとすることである。^⑨ しかし、これは逆である。本稿で検討してきたように、ブーンダレは「白鳥の騎士」にせよトロイア人にせよブラーバントで共通の出自が信じられていたことを明らかにしているし、同時に、多分に理念的なものにせよ一つの法の下に生きているという意識や、それを通じて形成された都市同盟もブラーバントではすでに半世紀の時の経過を有している。ブーンダレの出自物語やそこに表出される民族意識は、都市的利害に影響された虚偽のものではない。ブラーバントの歴史的伝統と連続性は存在すると、少なくとも信じられてはいた。ブーンダレのトロイア人出自物語は、共通出自を信じていない領邦民に信じさせようとしたものではなく、信じられていたことの結晶である。たとえば、それが出自神話への信仰を創りだすのではなくとも、それを明確な形に表現し、それを強めるという意味でプロパガンダの要素をもっていたことは否定できないにせよ。

このように、ブラーバントでは一三世紀後半以来の法共同体および共通出自神話の存在とその発展が確認されるが、それらが表現される装置Ⅱ歴史記述の舞台が都市へ移行することによって、出自神話が体言する民族意識の発展にも都市の果たす役割がひじょうに重要になったといえよう。その役割とは、端的に系譜的歴史記述に都市的公益の概念が表現されるようになり、都市を経路として領邦民の歴史への参与が容易に感じられるようになったことにとどまらない。当時の都

市の連合体制や俗語による記述などを考えると、都市民ブーンドラレによる都市貴族宛ての著作内容が民族的歴史記述の規範となり、地理的にも、また階層的にも広範な出自神話および民族意識の固定化・流布を引き起こしたであろうことは容易に推測されうることである。ただ、近世・近代にも書き継がれるブラーバントの系譜的歴史記述がどのような形を採るのかは本稿の分析を超えるものであり確かなことはいえないが、ここでは少なくともレナルズのいう近世以降の身分別の出自神話がブーンドラレにおいてはいまだみられない点については確認しておこう。いずれにせよ、ブラーバントにおいては、系譜による出自神話に表現される中世的ナシヨナリズムはブーンドラレにおいて君主家系・人民・領土の三位一体ともに確立された。

① B. Guenée, "Les généalogies entre l'histoire et la politique : La fierté d'être Capétien, en France, au Moyen Age", *Annales ESC* 33 (1978), pp. 450-477.

② S. Reynolds, *Kingdoms and Communities in Western Europe 900-1300*, second edition, Oxford, 1997, 267-272 pp. 250-331; Reynolds, "Medieval Origins Gentium and the Community of the Realm", *History* 68 (1983), pp. 375-90; スーザン・レインホルズ「ナシヨナリズムとネイションの理念——近代もしくはそれ以前——」鶴岡博和監訳／谷口光男訳、『歴史評論』五八四号（一九九八・一二）五～二二頁。江川温「民族意識の発展」『西欧中世史』〔下〕——危機と再編——『朝治啓三／江川温／服部良久編著』ミネルヴァ書房、一九九五年、一〇五～一二九頁。

③ レナルズのネイション概念は、A・D・スミスのエトニ概念に対してより政治性をうちだした点で異なるという指摘がある。これについては以下の文献を併せて参照。佐藤公美「S・レナルズ、ナシヨナリズムとネイションの理念——近代もしくはそれ以前——」をめぐって

て、『新しい歴史学のために』二三三号（一九九九・五）、京都民科歴史部会、一八～二三頁。アントニー・D・スミス『ネイションとエスニシティ 歴史社会学的考察』栗山靖司・高城和義他訳、名古屋大学出版会、一九九九年。またこの点については本稿「おわりに」においても若干言及す。

④ S. Boffa, Les soutiens militaires de Jean Ier, duc de Brabant, à Philippe III, roi de France, durant les expéditions ibériques (1276-1285), *Revue de nord* LXXVIII (1996), pp. 7-33.

⑤ R. Van Uytven, "Vorst, adel en steden : een driehoeksverhouding in Brabant van de twaalfde tot de zestiende eeuw", *Bijdragen tot de geschiedenis* 59 (1976), p. 93-122.

⑥ ヴンメリク二世の遺言書について G. Bolan-F. Lousse, "Le testament d'Henri II, duc de Brabant (22 janvier 1248)", *Revue historique de droit français et étranger, série 4*, 18 (1839), pp. 348-387. 詳細な解説論文とともに原文史料が掲載されている。三世のめぐりについて G. Bolan, "Le testament d'Henri III, duc de Brabant (26 fév-

- rier 1261)". *Revue d'histoire ecclésiastique*, 38 (1942), pp. 59-96. 1) 後また、解説論文とともに原文史料が掲載されているが、後の中世オランダ語版史料も併録されている。
- ⑦ Van Uyrtven, *op. cit.*, 93-99; E. Lousse, *Les deux Chartes romanes brabantines du 12 juillet 1314, Bulletin de la commission royale d'histoire* 96 (1932), pp. 1-47.
- ⑧ G. Bolan, "Les deux versions du pacte d'alliance des villes brabantines de 1261-1262", *Revue belge de philologie et d'histoire* 23 (1944), pp. 281-289.
- ⑨ Jan van Heelu, *Rymbronyk betreffende den slag van Woeringen van het jaer 1288*, Brussel, 1886, p.24ff. 1) の集合は 15 世紀初頭ころの語が用いられているが、ヘーリーノの執筆は 1290 年代初頭であって厳密に同時代のものではない。しかし、この公位移譲の現場に多くの騎士たち、市民たちが集っていたことは同史料やその註に付されたラテン語史料からも明らかである。
- ⑩ Reynolds, "Medieval Origins Gentium", p. 390.
- ⑪ Van Uyrtven, *op. cit.*, p. 93f.
- ⑫ Jacob van Maerlant, *Spiegel Historiaal*, IV, c. 22, vv. 83-88. *Noch wijf, no man, alsiet vernam. / Ne was noit zwane, daer hi af quam. / Al eist dattem Brabanters beroemen. / Dat si vanden zwane zijn coemen. / Si willen meer edelheit bescriven / Dan van mannen ende van wiven. P. マヤキンスは 1) の Brabanters の語を「ブラーバント公家の者たち」の意味で解釈しようとしているが、メーラントが同史料の別箇所で公家のカロリング起源を記していることを考えると、やはりより広範圏の「ブラーバント人」と解釈する方が妥当であると思われる。cf. P. Avonds en J.D. Janssens, *Politiek en**
- Literatuur: Brabant en de Slag bij Woeringen (1289)*, UFSAL Brussel, 1989, p. 106.
- ⑬ 『白鳥の騎士』の伝説に関してはマヤキンスとヤンセンスの前掲書、p. 12, pp. 102-133 を詳く。
- ⑭ Reynolds, "Medieval Origins Gentium", p. 378ff.
- ⑮ *Genealogiae*, S. 389, 395.
- ⑯ Jan van Boendale, *De Brabantische Yesten, of Rymbronyk van Brabant*, uitgeg. J. F. Willems, Brussel, dl. 1, 1839, p. 1f.
- ⑰ *Genealogiae (Chronica)*, S. 406. ただし MGH 収録のこの史料は第二章からカロリング家に関する述べた第三十六章までが省略されている。1) の年代記の唯一のものであるブリュッセル王立図書館所蔵写本を参照しよう。La Bibliothèque Royale, Bruxelles, n. 8046, fol. 402r-420r. なお『家系譜』に比べ、このハンニア移住の記述にかぎらず、トロイア人の王たち、カロリング家として同時代に関する部分ともうまうに史料全般において記述量は圧倒的に増大している。
- ⑱ *Genealogiae*, S. 391, 397. 『家系譜』1) ではヘンドリックを愚直にして無知、無力で醜い者と、ヤンを愛すべき、大いに誠実で、聡明な者とすることを存在する。また、『家系譜』2) ではヘンドリックがレウエンペ、ヤンがブリュッセルで生まれたと対照的に述べられ、反乱を起したレウウヤンとヘンドリックの、そして新たに首都機能を担った至ったブリュッセルとヤンの結びつきが強調される。cf. *Genealogiae*, S. 397.
- ⑲ *Genealogiae (Chronica)*, S. 411.
- ⑳ *ibid.*, S. 409.
- ㉑ *ibid.*, S. 407.

②7 ヲノ経緯についてはその文脈を参照。 Van Uyten, *op. cit.*, pp. 93-99; Van Uyten, "Standprivileges en -beden in Brabant onder Jan I (1290-1293)", *Revue belge de philologie et d'histoire* 44 (1966), p. 413-456.

②8 van Boendale, *Brabantische Yeesen*, p. 3. ブーンダレはウイテムの偉い王子を養育する事や明言している。

②9 van Boendale, *Brabantische Yeesen*, c. 1, pp. 5-10. なお、ライーン・スヘルデ間の支配は『家系譜』1よりも現われるが、この場合は、フランス、オーストリアの地と呼びかえられ、ブリティルティスの子孫＝フランス王国宮宰の支配と結びつけられる。 *Genealogia*, S. 387.

③0 Van Uyten, *op. cit.*, p. 971.

③1 *Epistola ad ducessum Brabantiae, Sancti Thomae de Aquino Opera*

Omnia iussu Leonis XIII P.M. edita, Tomus XLII, Roma, 1979, pp. 359-78.

③2 P. Avonds, "GHEMERYN OIRBAER: Volkssoevereniteit en politieke ethiek in Brabant in de veertiende eeuw", in: *Wat is wijsheid? Levenswijze in de Middelnederlandse letterkunde*, ed. J. Reynaert e. a., Amsterdam, 1994, 164-180.

③3 R. Stein, "Jan van Boendales Brabantische Yeesen: antihese of synthese?", *Bijdragen en mededelingen betreffende de geschiedenis der Nederlanden* 106 (1991), pp. 185-197.

③4 Jan Van Gerven "Nationaal gevoel en stedselijk politieke visies in het 14de eeuwse Brabant. Het voorbeeld van Jan van Boendale", *Bijdragen tot de geschiedenis* 59 (1976), pp. 145-64.

おわりに

以上に確認されたことをまとめて本稿を締めくくろう。第二章で明らかにしたように、一三世紀後半から一四世紀初頭のブラーバント歴史記述における出自神話のモチーフは、当時の民族意識の存在および発展と密接に結びついており、この時期の諸史料にはじめてその完全な表出をみた。ブラーバント歴史記述の嚆矢たる『家系譜』は当時の特殊な政治的事情への対応を目的としていたし、この作品が対象としたのは上層のごく限られた人々の出自だったかもしれない。しかし、この作品は内乱の過程から生まれ得ることによって、そのままでは表面化することのなかったかもしれない出自神話の表面化に刺激を与え、『年代記』以降の作品の発展の礎となったのである。そして、『年代記』および『列伝』における歴史記述・出自神話・民族意識の結合こそ、系譜的歴史記述が近代に至るまで書き継がれた一つの要因ではないかという可能性が考えられる。一つ例をあげよう。中世末期ブルゴーニュ時代複数の系譜的歴史記述が書かれ、そのなかにはブ

ラーバント公家系のトロイア人起源説をさらに発展させ、旧約聖書の人物たちや、さらに重要なことにブラーバントの語源になったと信じられていた伝説的なローマ人兵士ブラボーなどを接木した系譜も作成される。ブルゴーニュ家の支配下にある一五世紀ブラーバントの系譜的歴史記述について研究したステインは、ブーンダレの『列伝』の翻案もので、宮廷役人の手になる三つの系譜的歴史記述の背後に、非在地君主とブラーバントの融合を試みた民族意識の存在をみいだしている^③。ステインの民族意識の捉え方は、扱う時代や分析手法の相違もあって必ずしも本稿の議論とは重ならない。しかし、それは本論の妨げにはならないだろう。ひとたびブラーバントにおける出自神話と歴史記述、そして民族意識が結合するや、これらは以降その出現様式や形態、目的、その影響範囲や政治的影響力、それが代表しうる集団、そしてその出現をみる政治状況がいかように変化しようとも強力に民族的記憶の表象として持続しただろう。もちろん、近世以降においてはさらに複雑な政治状況に対応すべく他のより精緻な民族意識の規定装置が出現したのかもしれない。しかしだからといって、持続的に半独立的状态におかれ非在地君主を頂いていたブラーバントで、系譜的歴史記述が民族意識との関わりのうちに存続していった可能性は排除されないだろう。

さらにそれ以降の時代についても展望しておこう。基本的に本論はレナルズの議論に多くを負っている。しかし、推測にとどまるとはいえ、まがりなりにも近世・近代への展望を述べるならば、より大きな議論を参照せねばならない。ここでA・D・スミス^④のそれが有効であろうと思われるのは、以下の二つの可能性からである。それは、スミスの議論が決してレナルズのそれと矛盾するものではないという点と、たとえレナルズのいう共同性に基づいた中世的政治原理が変化し、出自神話がそれまでとは異なる政治的意味をもち始めたときでさえ、依然出自や歴史の共有が民族的枠組みの規定因として機能した可能性をスミスの議論は保証してくれる点である。おそらく、近世に入ってはブラーバントにおける系譜的歴史記述がもつ政治的意味は変化せざるをえなかったであろうし、あるいはそれをもちえなかった可能性もある。しかし、スミスの概念設定で民族集団たるエトニ形成の決定的要因である出自と歴史の共有を体现するものとして依然系譜的歴史

記述の伝統は重要な意味をもつただろう。そしてスミスによれば、エトニは近代に至って成員の権利平等、政治的・経済的統合を基盤に新たな神話の下形成されるネイションに影響を及ぼしつつ取って代わられるわけだが、ベルギーにおいてはさしずめこの近代的ネイションとはフラマンであり、これが前面に現われることよってブラーバントの系譜的歴史記述は消滅し、一九世紀初頭にはフラーン・レン中心史観が確立される。しかし、それ以前には出自・歴史の共有を核としたブラーバント民族意識が現実にはその形を多様に変形させつつも存続しており、それを一つの原因として系譜的歴史記述が長期にわたる生命力を有したのではないだろうか。もともと、上記の歴史的展開は、とくに近世から近代にかけて本稿ではなんら実証されていない。しかしもはやこれは近代史家の領分に属することであって、本稿への批判も含めた研究の登場を切に願いつつ筆をおくことにしよう。

① 若干補足的な情報をつけくわえておこう。まず、第一に言語の問題である。当時のブラーバントでは、一三世紀中にネーデルラント文学の作品が増加することでもわかるように、文学的領域でもそして行政の領域でもオランダ語が支配的になってゆく。とはいえ、ヘンドリック三世はフランス語で詩作を行なったし、系譜作成と同時期のアフリヘムのカルチュレルもしばしばフランス語で作成された。第一章の議論でもわかるように、ニヴェル周辺もフランス語地帯だった。全体としてみれば、ブラーバントは混成言語地帯だったわけである。しかし中世の場合、言語の相違は近代以降に想像されるような形で民族の相違を示すメルクマールとはならなかった。よって中世ブラーバントにおいても、言語が民族意識醸成の妨げとなることはなかった。

もう一つつけくわえておかねばならないのが、他者との関係性である。具体的には、近隣諸邦との関係における「ブラーバント人」の外在的規定に関する問題である。一三世紀当時の西欧世界においては

「ブラーバント人」は傭兵・悪辣な者であって、悪の代名詞として捉えられることもしばしばであった。また、ブラーバント公の対外債務が、異邦におけるブラーバント諸都市の商人拘留や商品査定を引き起こすこともあったし、恒常的な近隣諸邦との敵対関係もみられた。こうした他者との関係のなかで、「ブラーバント人」の枠組みが外在的側面から規定されていたこともみのがせないだろう。とはいえ、やはり決定的だったのは漠然と信じられていた出自神話が歴史記述の形をとって現われ、確定されたことである。言語の問題に関しては、江川、前掲論文、一一四―一九頁、および De Ridder, *op. cit.*, p. 97f. を参照。他者との関係については De Ridder の同論文九八頁以降および Janssens, *op. cit.*, p. 91ff. を参照。

② これについてはメルフィッレが詳細な分析を行なっている。アダム以来、プリアモス、カエサルやブラボーを通じて系譜が描かれているが、ここでは支配者の名にちなんだ命名とともに都市の建立や領域支

配の形成が盛んに言及される。cf. Merville, "Vorfahren und Vorgänger", S. 203-309.

③ R. Stein, *Politiek en historiografie. Het ontstaanmilieu van Brabantse kronieken in de eerste helft van de vijftiende eeuw (Miscellanea Neerlandica X)*, Peeters-Leuven, 1994.

④ 本稿第二章註③で触れたように、スミスのエトニ概念に対してレナルズのネイション概念が政治性を帯びたものと指摘されることがある。しかし、スミスの議論は、ナショナルイズムの近代主義者が力点を

置く政治的側面に対するものとして、出自神話や歴史、価値、記憶などの象徴的領域にエトニの凝集力の本質をみるものであり、あくまで近代的な政治性を排したものとしてエトニ概念が設定されている。そのためそれは、同じく出自神話や歴史といった象徴的領域に共同性という中世的政治原理との結合をみだし、中世の民族意識に政治性をもたせるレナルズの議論と相容れないものではない。つまり、スミスのエトニ概念は前近代的な政治性と必ずしも排除しあうものではないだろう。

（京都大学研修員

Genealogical Historiographies and National Consciousness in Medieval Brabant

by

AOTANI Hideki

Many historiographies based on the 'genealogy' of the duke's family of Brabant were produced from the later Middle Ages to the early modern age. However, few historians could explain why this tradition was made during the later 13th century. I try to find by text analysis, a concrete and close connection between the civil war for the succession of the duchy at that time and the appearance of some genealogical historiographies. And then, how the development of these historiographies was deeply connected with feelings of national consciousness which appeared in later 13th century Brabant will be revealed. Historiographies were a keystone of the belief that people had a common lineage and history and were essential to building national consciousness in pre-industrial age Brabant. And finally, we will confirm a facet of the development of historiographies in the region of Belgium up to the pre-industrial age from this analysis.

Transfer of the Jurisdiction of Mt. Athos: Patriarch and Emperor in Late Byzantium

by

HASHIKAWA Hiroyuki

Mt. Athos, located in the northernmost projection of the Chalkidike peninsula in northeast Greece, has been the most important center of Eastern Orthodox monasticism and has been called the Holy Mountain since the tenth century. In the tenth and eleventh centuries Athos attracted considerable imperial attention and was put directly under the jurisdiction of the emperor as a privilege. In November 1312, however, the emperor Andronikos II dissolved the privilege, which had set Athos free from episcopal control, and decreed that the monasteries of Athos should come under the direct authority of the patriarch of